

北海道日高海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第1号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水S3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水S7 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 94度00分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 106度30分 3. 100メートルの点 点4 点 5 から 101度30分53秒 2. 104. 65メートルの点 点5 基点第4号から 112度30分 909メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えそばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町字庶野及び字目黒	なし
日海共第2号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水S3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水S7 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 94度00分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 106度30分 3. 100メートルの点 点4 点 5 から 101度30分53秒 2. 104. 65メートルの点 点5 基点第4号から 112度30分 909メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・ながすか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町字庶野及び字目黒	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第3号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、基点第2号を中心とする半径3、250メートルの点3と点4間における弧線、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第5号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第6号、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 小越から131度00分 650メートルの点 基点第3号 $X=-223425, 884$ $Y=75631. 533$ (座標系12系) 基点第4号 国土地理院三角点 下里 基点第5号 えりも町と篠似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 えりも港南突堤灯台中心点 (北緯 42度00分56. 0秒 東経 143度08分40. 9秒) 基点第7号 点15から 68度54分40秒 143メートルの点 点1 基点第1号から 112度30分 909メートルの点 点2 点1から 101度30分53秒 2. 104. 65メートルの点 点3 基点第2号から 73度30分 3. 250メートルの点 点4 基点第2号から 219度30分 3. 250メートルの点 点5 基点第3号から 242度00分 3. 200メートルの点 点6 基点第4号から 208度30分 3. 350メートルの点 点7 点5から 211度35分05秒 2. 254. 57メートルの点 点8 基点第5号から 222度30分 909メートルの点 点9 基点第6号から 193度00分 112メートルの点 点10 点9から 210度20分48秒 127. 21メートルの点 点11 点10から 290度00分 142. 50メートルの点 点12 点11から 201度00分 50メートルの点 点13 点12から 289度00分 103メートルの点 点14 点13から 20度00分 54メートルの点 点15 点14から 38度46分46秒 115. 18メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えそばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町(字庶野及び字目黒を除く。)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第4号	えりも漁業協同組合	観泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、基点第2号を中心とする半径3、250メートルの点3と点4間における弧線、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第5号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第6号、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 小碓から131度00分 650メートルの点 基点第3号 X＝-223425. 884 Y＝75631. 533(座標系12系) 基点第4号 国土地理院三角点 下里 基点第5号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 えりも港南突堤灯台中心点 〔北緯 42度00分56. 0秒 東経 143度08分40. 9秒〕 基点第7号 点15から 68度54分40秒 143メートルの点 点1 基点第1号から 112度30分 909メートルの点 点2 点1から 101度30分53秒 2. 104. 66メートルの点 点3 基点第2号から 73度30分 3. 250メートルの点 点4 基点第2号から 219度30分 3. 250メートルの点 点5 基点第3号から 242度00分 3. 200メートルの点 点6 基点第4号から 208度30分 3. 350メートルの点 点7 点8から 211度35分05秒 2. 254. 57メートルの点 点8 基点第5号から 222度30分 909メートルの点 点9 基点第6号から 193度00分 112メートルの点 点10 点9から 210度20分48秒 127. 21メートルの点 点11 点10から 290度00分 142. 50メートルの点 点12 点11から 201度00分 50メートルの点 点13 点12から 289度00分 103メートルの点 点14 点13から 20度00分 54メートルの点 点15 点14から 38度46分46秒 115. 18メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・ながすか刺し網漁業 かしかい・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町(字庶野及び字目黒を除く。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロスケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第5号	えりも漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 潮風 基点第3号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2、396. 88メートルの点 点1 基点第1号から 222度30分 909メートルの点 点2 点1から 211度35分05秒 2、254. 57メートルの点 点3 基点第2号から 213度30分 3、000メートルの点 点4 基点第3号から 180度30分 4、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すしめ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさひ漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以東の区域に限る。)	なし
日海共第6号	えりも漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2、396. 88メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 エンルム岬から 222度30分 909メートルの点 点1 基点第1号から 222度30分 909メートルの点 点2 点1から 211度35分05秒 2、254. 57メートルの点 点3 基点第2号から 213度30分 3、000メートルの点 点4 基点第3号から 180度30分 4、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいにめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 (はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以東の区域に限る。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クワニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第7号	日高中央漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2、396. 88メートルの点 基点第2号 様似町と清河町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 180 度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 194 度 30分 3、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさひ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以西の区域に限る。)	なし
日海共第8号	日高中央漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2、396. 88メートルの点 基点第2号 様似町と清河町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 180 度 30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から 194 度 30分 3、000メートルの点		第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいにめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 (はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以西の区域に限る。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ クワニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第9号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点4、点5、点7、点8、点9、点10、点11、点6 及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水03 基点第3号 浦河町字絵笹と宇東梁の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 浦河灯台中心点(北緯42度09分46秒 東経142度46分36. 1秒) から 278度38分27秒 1、237. 14メートルの点 基点第5号 点6から 59度00分 820メートルの点 点1 基点第1号から 194度30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 212度00分 3、400メートルの点 点3 基点第3号から 204度55分 3、200メートルの点 点4 基点第4号から 197度15分 37メートルの点 点5 点4から 273度05分16秒 385. 41メートルの点 点6 点11から 103度26分31秒 620. 460メートルの点 点7 点5から 271度48分49秒 213. 675メートルの点 点8 点7から 244度18分47秒 426. 559メートルの点 点9 点8から 272度22分11秒 79. 500メートルの点 点10 点9から 2度56分44秒 715. 736メートルの点 点11 点10から 92度22分07秒 64. 700メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさひ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町(宇東梁及び萩伏町を除く。)	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第10号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点4、点5、点7、点8、点9、点10、点11、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 浦河町字絵笠と字東栄の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 浦河灯台中心点(北緯42度09分46秒 東経142度46分36.1秒) から 278度38分27秒 1. 237. 14メートルの点 基点第5号 点6から 59度00分 820メートルの点 点1 基点第1号から 194度30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 212度00分 3. 400メートルの点 点3 基点第3号から 204度55分 3. 200メートルの点 点4 基点第4号から 197度15分 37メートルの点 点5 点4から 273度05分16秒 385. 41メートルの点 点6 点1から 103度26分31秒 620. 460メートルの点 点7 点5から 271度48分46秒 213. 675メートルの点 点8 点7から 244度18分47秒 426. 559メートルの点 点9 点8から 272度22分11秒 79. 500メートルの点 点10 点9から 2度56分44秒 715. 736メートルの点 点11 点10から 92度22分07秒 64. 700メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町(字東栄及び荻伏町を除く。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第11号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浦河町字絵笠と字東栄の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 元浦川 基点第3号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 204度55分 3. 200メートルの点 点2 基点第2号から 204度55分 3. 500メートルの点 点3 点4から 206度48分10秒 1. 400メートルの点 点4 基点第3号から 237度30分 1. 818メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町字東栄及び荻伏町	なし
日海共第12号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浦河町字絵笠と字東栄の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 元浦川 基点第3号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 204度55分 3. 200メートルの点 点2 基点第2号から 204度55分 3. 500メートルの点 点3 点4から 206度48分10秒 1. 400メートルの点 点4 基点第3号から 237度30分 1. 818メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町字東栄及び荻伏町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第13号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第3号 X＝－197. 194. 159 Y＝30. 915. 010 (座標系12系) 基点第4号 X＝－197. 780. 097 Y＝31. 825. 836 (座標系12系) 点1 基点第1号から 237度30分 1. 818メートルの点 点2 点1から 206度48分10秒 1. 400メートルの点 点3 基点第2号から 200度00分 3. 400メートルの点 点4 基点第3号から 214度36分10. 33秒 180. 000メートルの点 点5 基点第4号から 231度58分17. 71秒 244. 953メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町三石	なし
日海共第14号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第3号 X＝－197. 194. 159 Y＝30. 915. 010 (座標系12系) 基点第4号 X＝－197. 780. 097 Y＝31. 825. 836 (座標系12系) 点1 基点第1号から 237度30分 1. 818メートルの点 点2 点1から 206度48分10秒 1. 400メートルの点 点3 基点第2号から 200度00分 3. 400メートルの点 点4 基点第3号から 214度36分10. 33秒 180. 000メートルの点 点5 基点第4号から 231度58分17. 71秒 244. 953メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町三石	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第15号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 春立 基点第3号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 200 度 00分 3. 400メートルの点 点2 基点第2号から 206 度 00分 3. 200メートルの点 点3 基点第3号から 215 度 00分 3. 000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町（三石を除く。）	なし
日海共第16号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 春立 基点第3号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 200 度 00分 3. 400メートルの点 点2 基点第2号から 206 度 00分 3. 200メートルの点 点3 基点第3号から 215 度 00分 3. 000メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじかい・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町（三石を除く。）	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第17号	ひだか漁業協同組合	新冠郡新冠町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 育成公社から 230度00分 600メートルの点 基点第3号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 点1 基点第1号から 215 度 00分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 230 度 00分 3. 050メートルの点 点3 基点第3号から 214 度 53分 3. 400メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新冠町	なし
日海共第18号	ひだか漁業協同組合	新冠郡新冠町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 育成公社から 230度00分 600メートルの点 基点第3号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 点1 基点第1号から 215 度 00分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 230 度 00分 3. 050メートルの点 点3 基点第3号から 214 度 53分 3. 400メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじかい・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新冠町	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第19号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 基点第2号 国土地理院三角点 慶能舞 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第4号 北海道三角点 A42から 266度00分 520メートルの点 基点第5号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214 度 53分 3. 400メートルの点 点2 基点第2号から 216 度 00分 3. 500メートルの点 点3 基点第3号から 197 度 30分 3. 100メートルの点 点4 基点第4号から 212 度 00分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 206 度 55分 3. 200メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高町	なし
日海共第20号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 基点第2号 国土地理院三角点 慶能舞 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第4号 北海道三角点 A42から 266度00分 520メートルの点 基点第5号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214 度 53分 3. 400メートルの点 点2 基点第2号から 216 度 00分 3. 500メートルの点 点3 基点第3号から 197 度 30分 3. 100メートルの点 点4 基点第4号から 212 度 00分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 206 度 55分 3. 200メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじかい・そい刺し網漁業 ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高町	(1)漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第21号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水S3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水S7 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 94度00分 5. 000メートルの点 点3 基点第3号から 106度30分 5. 100メートルの点 点4 点5から 101度30分53秒 4. 104. 65メートルの点 点5 基点第4号から 112度30分 909メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町字庶野及び字目黒	なし
日海共第22号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水S3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水S7 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 点1 基点第1号から 106度30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 94度00分 5. 000メートルの点 点3 基点第3号から 106度30分 5. 100メートルの点 点4 点5から 101度30分53秒 4. 104. 65メートルの点 点5 基点第4号から 112度30分 909メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町字庶野及び字目黒	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第23号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、基点第2号を中心とする半径5、250メートルの点3と点4間における弧線、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第5号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第6号、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 小越から131度00分 650メートルの点 基点第3号 X＝-223425. 884 Y＝75631. 533(座標系12系) 基点第4号 国土地理院三角点 下里 基点第5号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 えりも港南突堤灯台中心点 (北緯 42度00分56. 0秒 東経 143度08分40. 9秒) 基点第7号 点15から 68度54分40秒 143メートルの点 点1 基点第1号から 112度30分 909メートルの点 点2 点1から 101度30分53秒 4. 104. 65メートルの点 点3 基点第2号から 73度30分 5. 250メートルの点 点4 基点第2号から 219度30分 5. 250メートルの点 点5 基点第3号から 242度00分 5. 200メートルの点 点6 基点第4号から 208度30分 5. 350メートルの点 点7 点8から 211度35分05秒 4. 254. 57メートルの点 点8 基点第5号から 222度30分 909メートルの点 点9 基点第6号から 193度00分 112メートルの点 点10 点9から 210度20分48秒 127. 21メートルの点 点11 点10から 290度00分 142. 50メートルの点 点12 点11から 201度00分 50メートルの点 点13 点12から 289度00分 103メートルの点 点14 点13から 20度00分 54メートルの点 点15 点14から 38度46分46秒 115. 18メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町(字庶野及び字目黒を除く。)	なし
日海共第24号	えりも漁業協同組合	幌泉郡えりも町地先	次の基点第1号、点1、点2及び点3の各点を順次に結んだ線、基点第2号を中心とする半径5、250メートルの点3と点4間における弧線、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第5号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第6号、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 小越から131度00分 650メートルの点 基点第3号 X＝-223425. 884 Y＝75631. 533(座標系12系) 基点第4号 国土地理院三角点 下里 基点第5号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 えりも港南突堤灯台 中心点(北緯 42度00分56. 0秒 東経 143度08分40. 9秒) 基点第7号 点15から 68度54分40秒 143メートルの点 点1 基点第1号から 112度30分 909メートルの点 点2 点1から 101度30分53秒 4. 104. 65メートルの点 点3 基点第2号から 73度30分 5. 250メートルの点 点4 基点第2号から 219度30分 5. 250メートルの点 点5 基点第3号から 242度00分 5. 200メートルの点 点6 基点第4号から 208度30分 5. 350メートルの点 点7 点8から 211度35分05秒 4. 254. 57メートルの点 点8 基点第5号から 222度30分 909メートルの点 点9 基点第6号から 193度00分 112メートルの点 点10 点9から 210度20分48秒 127. 21メートルの点 点11 点10から 290度00分 142. 50メートルの点 点12 点11から 201度00分 50メートルの点 点13 点12から 289度00分 103メートルの点 点14 点13から 20度00分 54メートルの点 点15 点14から 38度46分46秒 115. 18メートルの点	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町(字庶野及び字目黒を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第25号	えりも漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 潮風 基点第3号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒 2. 396. 88メートルの点 点1 基点第1号から 222度30分 909メートルの点 点2 点1から 211度35分05秒 4. 254. 57メートルの点 点3 基点第2号から 213度30分 5. 000メートルの点 点4 基点第3号から 180度30分 6. 600メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ビライト川橋に設置した標識以東の区域に限る。)	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第26号	えりも漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 潮風 基点第3号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2. 396. 88メートルの点 点1 基点第1号から 222度30分 909メートルの点 点2 点1から 211度35分05秒 4. 254. 57メートルの点 点3 基点第2号から 213度30分 5. 000メートルの点 点4 基点第3号から 180度30分 6. 600メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以東の区域に限る。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第27号	日高中央漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2. 396. 88メートルの点 基点第2号 様似町と浦河町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 180度 30分 6. 600メートルの点 点2 基点第2号から 194度 30分 5. 000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以西の区域に限る。)	なし
日海共第28号	日高中央漁業協同組合	様似郡様似町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 エンルム岬から 89度43分28秒2. 396. 88メートルの点 基点第2号 様似町と浦河町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 180度 30分 6. 600メートルの点 点2 基点第2号から 194度 30分 5. 000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	様似町(ピライト川橋に設置した標識以西の区域に限る。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第29号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点4、点5、点7、点8、点9、点10、点11、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 浦河町宇統笹と宇東梁の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 浦河灯台中心点(北緯42度09分46秒 東経142度46分36. 1秒) から 278度38分27秒 1. 237. 14メートルの点 基点第5号 点6から 59度00分 820メートルの点 点1 基点第1号から 194度30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 212度00分 5. 400メートルの点 点3 基点第3号から 204度55分 5. 300メートルの点 点4 基点第4号から 197度15分 37メートルの点 点5 点4から 273度05分16秒 385. 41メートルの点 点6 点11から 103度26分31秒 620. 460メートルの点 点7 点5から 271度48分49秒 213. 675メートルの点 点8 点7から 244度18分47秒 426. 559メートルの点 点9 点8から 272度22分11秒 79. 500メートルの点 点10 点9から 2度56分44秒 715. 736メートルの点 点11 点10から 92度22分07秒 64. 700メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町(宇東梁及び萩伏町を除く。)	なし
日海共第30号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第4号、点4、点5、点7、点8、点9、点10、点11、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 浦河町宇統笹と宇東梁の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 浦河灯台中心点(北緯42度09分46秒 東経142度46分36. 1秒) から 278度38分27秒 1. 237. 14メートルの点 基点第5号 点6から 59度00分 820メートルの点 点1 基点第1号から 194度30分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 212度00分 5. 400メートルの点 点3 基点第3号から 204度55分 5. 300メートルの点 点4 基点第4号から 197度15分 37メートルの点 点5 点4から 273度05分16秒 385. 41メートルの点 点6 点11から 103度26分31秒 620. 460メートルの点 点7 点5から 271度48分49秒 213. 675メートルの点 点8 点7から 244度18分47秒 426. 559メートルの点 点9 点8から 272度22分11秒 79. 500メートルの点 点10 点9から 2度56分44秒 715. 736メートルの点 点11 点10から 92度22分07秒 64. 700メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町(宇東梁及び萩伏町を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第31号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浦河町宇統笹と宇東梁の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 元浦川 基点第3号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 204度55分 5. 300メートルの点 点2 基点第2号から 204度55分 5. 600メートルの点 点3 点4から 206度48分10秒 3. 349. 86メートルの点 点4 基点第3号から 237度30分 1. 818メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町宇東梁及び萩伏町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第32号	日高中央漁業協同組合	浦河郡浦河町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浦河町宇絵首と宇東米の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 元清川 基点第3号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 204度55分 5. 300メートルの点 点2 基点第2号から 204度55分 5. 500メートルの点 点3 点4から 206度48分10秒 3. 349. 86メートルの点 点4 基点第3号から 237度30分 1. 818メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浦河町宇東米及び碓伏町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第33号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第3号 X＝－197. 194. 159 Y＝30. 915. 010 (座標系12系) 基点第4号 X＝－197. 780. 097 Y＝31. 825. 836 (座標系12系) 点1 基点第1号から 237度30分 1. 818メートルの点 点2 点1から 206度48分10秒 3. 349. 86メートルの点 点3 基点第2号から 200度00分 5. 400メートルの点 点4 基点第3号から 214度36分10. 33秒 180. 000メートルの点 点5 基点第4号から 231度58分17. 71秒 244. 953メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町三石	なし
日海共第34号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第3号 X＝－197. 194. 159 Y＝30. 915. 010 (座標系12系) 基点第4号 X＝－197. 780. 097 Y＝31. 825. 836 (座標系12系) 点1 基点第1号から 237度30分 1. 818メートルの点 点2 点1から 206度48分10秒 3. 349. 86メートルの点 点3 基点第2号から 200度00分 5. 400メートルの点 点4 基点第3号から 214度36分10. 33秒 180. 000メートルの点 点5 基点第4号から 231度58分17. 71秒 244. 953メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町三石	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第35号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 春立 基点第3号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 200 度 00分 5. 400メートルの点 点2 基点第2号から 206 度 00分 5. 200メートルの点 点3 基点第3号から 215 度 00分 5. 000メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町(三石を除く。)	なし
日海共第36号	ひだか漁業協同組合	日高郡新ひだか町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 春立 基点第3号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 200 度 00分 5. 400メートルの点 点2 基点第2号から 206 度 00分 5. 200メートルの点 点3 基点第3号から 215 度 00分 5. 000メートルの点		第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新ひだか町(三石を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第37号	ひだか漁業協同組合	新冠郡新冠町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 育成公社から 230度00分 600メートルの点 基点第3号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 点1 基点第1号から 215度 00分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 230度 00分 5. 050メートルの点 点3 基点第3号から 214度 53分 5. 400メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新冠町	なし
日海共第38号	ひだか漁業協同組合	新冠郡新冠町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 育成公社から 230度00分 600メートルの点 基点第3号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 点1 基点第1号から 215度 00分 5. 000メートルの点 点2 基点第2号から 230度 00分 5. 050メートルの点 点3 基点第3号から 214度 53分 5. 400メートルの点		第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新冠町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
日海共第39号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 基点第2号 国土地理院三角点 慶能舞 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第4号 北海道三角点 A42から 266度00分 520メートルの点 基点第5号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214 度 53分 5. 400メートルの点 点2 基点第2号から 216 度 00分 5. 500メートルの点 点3 基点第3号から 197 度 30分 5. 100メートルの点 点4 基点第4号から 212 度 00分 5. 000メートルの点 点5 基点第5号から 206 度 55分 5. 000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高町	なし
日海共第40号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 基点第2号 国土地理院三角点 慶能舞 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第4号 北海道三角点 A42から 266度00分 520メートルの点 基点第5号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214 度 53分 5. 400メートルの点 点2 基点第2号から 216 度 00分 5. 500メートルの点 点3 基点第3号から 197 度 30分 5. 100メートルの点 点4 基点第4号から 212 度 00分 5. 000メートルの点 点5 基点第5号から 206 度 55分 5. 000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	日高町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
日海共第42号	日高中央漁業協同組合、ひだか漁業協同組合、えりも漁業協同組合	梶泉郡えりも町、様似郡様似町、浦河郡浦河町、日高郡新ひだか町、新冠郡新冠町及び沙流郡日高町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25及び点26の各点を順次に結んだ線、基点第5号から点1までの点20と点27間における弧 線及び点27、点28、点29、点30及び点1の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第1号 広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水S3 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水S7 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水S13から 30度03分21秒 880. 03メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 小越から131度00分 650メートルの点 基点第6号 X＝-223425. 884 Y＝75631. 533(座標系12系) 基点第7号 国土地理院三角点 下里 基点第8号 えりも町と様似町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 国土地理院三角点 潮風 基点第10号 国土地理院三角点 エンリム岬から 89度43分28秒2. 396. 88メートルの点 基点第11号 様似町と浦河町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第13号 浦河町宇紋留と宇来栄の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 国土地理院三角点 元浦川 基点第15号 浦河町と新ひだか町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第16号 北海道水産林務部三角点 水D6から 311度31分50秒695. 24メートルの点 基点第17号 国土地理院三角点 春立 基点第18号 新ひだか町と新冠町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第19号 国土地理院三角点 育成公社から 230度00分 600メートルの点 基点第20号 JR日高線 厚別川鉄橋中央 基点第21号 国土地理院三角点 慶能舞 基点第22号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第23号 北海道三角点 A42から 266度00分 520メートルの点 基点第24号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 106度 30分 5. 000メートルの点 点2 基点第1号から 106度 30分 33. 000メートルの点 点3 基点第5号から 142度 30分 30. 000メートルの点 点4 基点第5号から 202度 30分 30. 000メートルの点 点5 基点第8号から 212度 45分 30. 000メートルの点 点6 基点第24号から 206度 55分 27. 000メートルの点 点7 基点第24号から 206度 55分 5. 000メートルの点 点8 基点第23号から 212度 00分 5. 000メートルの点 点9 基点第22号から 197度 30分 5. 100メートルの点 点10 基点第21号から 216度 00分 5. 500メートルの点 点11 基点第20号から 214度 53分 5. 400メートルの点 点12 基点第19号から 230度 00分 5. 050メートルの点 点13 基点第18号から 215度 00分 5. 000メートルの点 点14 基点第17号から 206度 00分 5. 200メートルの点 点15 基点第16号から 200度 00分 5. 400メートルの点 点16 基点第15号から 217度 30分 5. 000メートルの点 点17 基点第14号から 204度 55分 5. 500メートルの点 点18 基点第13号から 204度 55分 6. 300メートルの点 点19 基点第12号から 212度 00分 5. 400メートルの点 点20 基点第11号から 194度 30分 5. 000メートルの点 点21 基点第10号から 180度 30分 6. 600メートルの点 点22 基点第9号から 213度 30分 5. 000メートルの点 点23 基点第8号から 213度 30分 5. 150メートルの点 点24 基点第7号から 208度 30分 5. 350メートルの点 点25 基点第6号から 242度 00分 5. 200メートルの点 点26 基点第5号から 219度 30分 5. 250メートルの点 点27 基点第5号から 73度 30分 5. 250メートルの点 点28 基点第4号から 103度 30分 5. 000メートルの点 点29 基点第3号から 106度 30分 5. 100メートルの点 点30 基点第2号から 94度 00分 5. 000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きらじ刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	えりも町、様似町、浦河町、新ひだか町、新冠町及び日高町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。